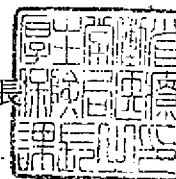


保医発1130第4号
平成22年11月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(41)を(42)とし、(30)から(40)までを(31)から(41)までとし、(29)の次に次のように加える。

(30) 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）

ア 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。

イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。

ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

改正後	現行
<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)~(9) (略)</p> <p>(30) <u>肺炎球菌細胞壁抗原(定性)</u> ア <u>肺炎球菌細胞壁抗原(定性)</u>は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ <u>喀痰又は上咽頭ぬぐい</u>を検体として、<u>イムノクロマト法</u>により、<u>肺炎又は下気道感染症の診断</u>に用いた場合に算定する。 ウ <u>尿中肺炎球菌莢膜抗原</u>と併せて実施した場合には、<u>主たるもののみ算定する</u>。 (31)~(42) (略)</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)~(9) (略)</p> <p>(30)~(41) (略)</p>